

◆学校体育施設夜間開放事業 施設使用料徴収のお知らせ

これまで学校体育施設夜間開放事業では、電気使用料のみを徴収(運動場は体育館の電気使用料と同額徴収)していましたが、令和4年度より下記の通り施設使用料と併せて徴収いたします。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

体育館(全面)	1時間あたり	550円(電気使用料)	600円(施設使用料)
運動場(全面)	1時間あたり	2,100円(電気使用料+施設使用料)	

※武道場は体育館の1/2額とする。

例)

- ・ 体育館**半面**利用の場合： $((550円+600円) \div 2) \times 2時間=1,150円$
- ・ 運動場**全面**利用の場合： $2,100円 \times 2時間=4,200円$
- ・ 武道場利用の場合(全面利用に限る)： $((550円+600円) \div 2) \times 2時間=1,150円$